

金沢競馬場省エネルギー対策事業

契 約 書

平成14年 1月

石 川 県

金沢競馬場省エネルギー対策事業 契約書 目次

第一章 総則

第1条	目的	1
第2条	定義	1
第3条	連帯責任	1
第4条	事業者の資金調達	1
第5条	契約保証金	1

第二章 設計

第6条	本件設備の設計	2
第7条	許認可及び届出	2
第8条	本件設備の設計の完了	2
第9条	設計の変更	2

第三章 改修

第10条	本件設備の改修	3
第11条	施工計画書等	3
第12条	第三者への委託等	3
第13条	事業監督者	3
第14条	許認可及び届出	3
第15条	改修場所の管理	3
第16条	履行保証等	3
第17条	県による説明要求及び改修現場立会い等	4
第18条	県による本件設備の維持管理体制確認	4
第19条	改修期間の変更	4
第20条	改修期間の変更による費用負担	4
第21条	改修の中止	4
第22条	改修中に事業者が第三者に及ぼした損害	5
第23条	不可抗力による損害	5
第24条	かし担保責任	5
第25条	県による本件設備の完成検査	6
第26条	県による本件設備の完成検査通知	6

第四章 施設の引渡し

第27条	引渡し手続	7
------	-------	---

第五章 本件設備の維持管理

第28条	許認可及び届出	8
第29条	本件設備の維持管理	8
第30条	維持管理業務計画書の提出	8
第31条	設備保守管理業務の実施	8

第六章 県による業務の確認等

第32条	モニタリングの実施	9
第33条	業務報告書	9

第七章 契約金額と省エネルギーサービス料の支払

第34条	契約金額	10
第35条	電力消費削減量の計測及び検証並びに削減保証額	10
第36条	ベースラインの算定及び調整	10
第37条	省エネルギーサービス料の算定	10
第38条	省エネルギーサービス料の支払	11
第39条	第三者に及ぼした損害等	11

第八章 契約期間及び契約の終了

第40条	契約期間及び契約の終了	12
第41条	事業者の債務不履行による契約の早期終了	12
第42条	県の債務不履行	13
第43条	県による任意解除による契約の終了	13

第九章 法令・制度等の変更

第44条	通知の付与	14
第45条	協議及び追加費用の負担	14
第46条	法令、制度等の変更による契約の終了	14

第十章 不可抗力

第47条	通知の付与	15
第48条	協議及び追加費用の負担	15
第49条	不可抗力による契約の終了	15

第十一章 その他

第50条	公租公課の負担	16
第51条	協議	16
第52条	権利義務の譲渡	16
第53条	財務書類の提出	16
第54条	遅延利息の徴収	16
第55条	経営・技術ノウハウ、知的所有権の保持	16

第十二章 雑則

第56条	請求、通知等の様式その他	17
第57条	管轄裁判所	17
第58条	解釈	17

契 約 書

第一章 総則

(目的)

第1条 本契約は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の主旨に基づき、石川県（以下、「県」と云う。）と三機工業株式会社金沢営業所及び米沢電気工事株式会社企業グループ（以下、「事業者」と云う）との間において、金沢競馬場の各施設における電力消費量を削減するための電灯設備及び動力設備（以下「電灯設備等」という。）を対象とする省エネルギー化機器（以下「本件設備」という。）の設計、改修、維持管理及び本件設備による電力消費削減量の計測、検証、電力消費削減量の保証業務の遂行並びにこれらに付随し、関連する一切の業務（以下「本件事業」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本契約において使用する用語の定義は、本文中に特に定義されているものを除き、次のとおりとする。

(1) 「募集公告等」とは、「委託業務に係る技術提案書の募集公告」（平成13年10月19日付石川県公報第11410号に掲載）、募集公告に係る質問回答書及びその添付資料をいう。

(2) 「応募者提案」とは、募集公告等の規定に従い事業者が県に対して提出した一切の提案をいう。

(3) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地すべり、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害又は騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲外のものであって、県及び事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。

(4) 「事業期間」とは、本契約の締結日から本契約の終了する日（平成23年3月31日又は契約解除等により同日以前に本契約が終了する日）までの期間をいう。

(5) 「維持管理期間」とは、本件設備の供用開始予定日から本契約の終了する日（平成23年3月31日又は契約解除等により同日以前に本契約が終了する日）までの期間をいう。

(6) 「引渡予定日」とは、平成14年3月31日をいう。ただし、本契約によって延期された場合には、延期後の日とする。

(7) 「事業年度」とは、維持管理期間中の各年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう。

(8) 「履行場所」とは、金沢市八田町西1番地 金沢競馬場の全施設をいう。

(連帯責任)

第3条 事業者の構成員は、県に対し、本契約の義務の履行については、すべて連帯責任を負うものとし、両者間の関係については、別途協定書を交わし、県にその写しを提出するものとする。

(事業者の資金調達)

第4条 本件事業に関する一切の費用は、すべて事業者が負担するものとし、また、本件事業に関する事業者の資金調達は、本契約に別段の規定がある場合を除き、すべて事業者が自己の責任において行うものとする。

(契約保証金)

第5条 本契約にかかる契約保証金は免除とする。

第二章 設計

(本件設備の設計)

第6条 事業者は、本契約並びに募集公告等及び応募者提案に従い、県と協議の上、本件設備の設計を行う。

2 事業者は、自身の行った本件設備の設計に関する一切の責任（設計上の誤り及び事業者の都合による設計変更から発生する増加費用の負担を含む。）を負担する。

(許認可及び届出)

第7条 本件設備の設計に関する義務を履行するため必要な一切の許認可は、事業者が自己の責任及び費用において取得する。

2 事業者が県に対して協力を求めた場合、県は、事業者による前項に定める許認可の取得及び届出等に必要な資料の提供その他について協力するものとする。

(本件設備の設計の完了)

第8条 事業者は、本件設備の設計を完了した場合は、速やかに別紙1に記載する図書を県に対して提出するものとする。

2 県が前項に規定する図書と募集公告等又は応募者提案（提案後、県との合意により変更した事項を含む）の間に不一致があると認めた場合は、県は、速やかに当該不一致を生じている設計箇所及びその内容を事業者に対して通知するものとする。

3 事業者は前項に規定する通知を受領した場合、理由を明らかにし、県の確認を得るものとする。なお、当該是正は、事業者の責任及び費用をもって行うものとする。

4 県は、県が第1項に規定する図書を受領したこと、事業者に対して第2項に規定する通知を行ったこと又は前項の規定に従い確認を行ったことのいずれを理由としても、本件設備の設計及び改修の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(設計の変更)

第9条 県は必要があると認める場合は、書面により設計の変更を事業者に求めることができる。この場合において、事業者は、当該変更の請求に対し速やかに検討の結果を県に通知しなければならない。

2 県の請求により設計変更を行う場合、当該変更により事業者に追加的な費用が発生したときは、募集公告又は応募者提案の範疇に入る内容については、事業者が負担するものとする。

3 事業者は、県の承諾を得た場合を除き、設計変更を行うことはできない。

4 事業者が設計変更を行う場合は県の承諾を得るものとし、当該変更により事業者に追加的な費用が発生したときは、募集公告又は応募者提案の範疇に入るものであっても、県の設備に支障をきたす場合は、事業者は当該費用を負担する。

第三章 改修

第一 総則

(本件設備の改修)

第10条 事業者は、県の承諾を得た設計に従い、本件設備の改修を施工するものとする。

2 仮設、施工方法その他本件設備を完成するために必要な一切の手段は、事業者が自己の責任において定めるものとする。

3 事業者は、本件設備の改修に必要な事業用電気、水道等については自己の責任において確保するものとする。ただし、県はこれに協力するものとする。

(施工計画書等)

第11条 事業者は、別紙2に規定する図書を、本件設備の改修の着手前に県に提出するものとする。

2 事業者は、工程表を作成し、県に提出の上、これに従い施工するものとする。

(第三者への委託等)

第12条 事業者は、本件事業の委託業務の全部又はその主要部分の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 事業者は、本件事業の委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は下請負人の名称、委任し、又は請け負わせる業務の内容その他、県が必要とする事項を書面をもって県に通知し、その承認を得なければならない。この場合において、事業者は、県に対し、委任し、又は請け負わせた第三者の委託業務の履行責任を負うものとする。

(事業監督者)

第13条 事業者は、事業監督者を置いて施工するものとする。

(許認可及び届出)

第14条 本件設備の改修に関する義務を履行するため必要な一切の許認可は、事業者が自己の責任及び費用において取得する。

2 事業者が県に対して協力を求めた場合、県は、事業者による前項に定める許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。

(改修場所の管理)

第15条 本件設備の改修場所の管理は、事業者が善良なる管理者の注意義務をもって行う。

(履行保証等)

第16条 事業者は、本件設備の改修に関して、別紙3に掲げる種類及び内容を有する保険の付保又はこれと同等の保証契約を締結し、着工までに当該履行保証保険証券又は当該契約書の写しを県に提出するものとする。

第二 県による確認

(県による説明要求及び改修現場立会い等)

第17条 県は、本件設備が設計図書（県と事業者の打ち合わせの結果を含む。以下同じ。）に従い改修されていることを確認するために、本件設備の改修について、事業者に事前に通知した上で、説明を求めることができるものとし、また、改修現場において改修状況を事業者の立会いの上確認することができるものとする。

2 前項に規定する説明又は確認の結果、改修状況が設計図書又は応募者提案の内容を逸脱していることが判明した場合は、県は、事業者に対してその是正を求めることができるものとし、事業者は、これに従わなければならない。

3 県は、本条に規定する立会い、確認等の実施を理由として、本件設備の改修の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

(県による本件設備の維持管理体制確認)

第18条 県は、本件設備の引渡しに先立ち、維持管理体制の確認を行うものとする。

第三 改修期間の変更等

(改修期間の変更)

第19条 県が事業者に対して改修期間の変更を請求した場合、県と事業者は、協議により当該変更の可否を定めるものとする。

2 不可抗力又は事業者の責めに帰すことができない事由により改修期間を遵守できないことを理由として事業者が改修期間の変更を請求した場合、県と事業者は、協議により当該変更の可否を定めるものとする。ただし、県と事業者の間において協議が整わない場合、県が合理的な改修期間を定めるものとし、事業者は、これに従わなければならない。

(改修期間の変更による費用負担)

第20条 県の責めに帰すべき事由により改修期間が変更された場合、県は、当該変更に伴い事業者が負担した合理的な増加費用に相当する金額を事業者に対して支払うものとする。

2 事業者の責めに帰すべき事由により本件設備の引渡しが遅延した場合、事業者は、当該遅延に伴い県に発生した損害額に相当する金額を県に対して支払うものとする。

3 不可抗力により改修期間が変更された場合に生じる追加費用については、別紙3に規定する負担割合に従い、県及び事業者が負担するものとする。

(改修の中止)

第21条 県は、必要があると認める場合、その理由を事業者に通知した上で、本件設備の改修の全部又は一部の施工を中止させることができる。

2 県は、前項の規定により改修の施工を一時中止させた場合、必要があると認めるときは、改修期間を変更することができる。この場合の費用負担については前条の規定を準用する。

第四 損害の発生等

(改修中に事業者が第三者に及ぼした損害)

第22条 事業者が本件設備の改修の施工により第三者に損害を及ぼした場合は、事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち県の責めに帰すべき事由により生じたものについては、県が負担する。

2 改修の施工につき事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、事業者が負担する。

3 前2項の場合その他改修の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、県と事業者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第23条 県が本件設備の完成を確認する前に、不可抗力により、本件設備、仮設物又は改修現場に搬入済の改修材料その他改修機械器具等に損害が生じた場合、事業者は、当該事実の発生後直ちにその状況を県に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた場合、県は直ちに調査を行い、損害(事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。)の状況を確認し、その結果を事業者に通知するものとする。

3 第1項に規定する損害(追加改修に要する費用を含む。)に係る追加費用は別紙4に規定する負担割合に従い、県及び事業者が負担するものとする。

(かし担保責任)

第24条 県は、本件設備にかしがあるときは、事業者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、本件施設の引渡しの日から2年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが事業者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことができる期間は9年とする。

3 県は、本件設備の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者へ通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、事業者がそのかしのあることを知っていたときは、この限りでない。

4 県は、本件設備が第1項のかしにより滅失又はき損したときは、第2項で定める期間内で、かつ、その滅失又はき損を県が知った日から1年以内に第1項の権利を行使しなければならない。

第五 本件設備の完成等

(県による本件設備の完成検査)

第25条 事業者は、本件設備を完成したときは、その旨を県に通知しなければならない。

- (1) 完成検査は、完成届を提出した後、請負人及び監督者立会いのもとで実施する。
- (2) 完成検査は、完成図書を先に提出し、設計図書との照合により実施する。
- (3) 機器、備品等の試運転等による検査は、県による完成検査前に事業者が実施し、その結果を県に報告する。なお、県は、当該検査に立ち会うことができる。
- (4) 機器、備品等の取扱いに関して、前号の検査とは別に事業者が県への説明を実施する。

(県による本件設備の完成検査通知)

第26条 県が前条の規定により本件設備が設計図書に従い改修されていること、及びそれらの維持管理が可能であることを確認し、かつ、別紙5に掲げる完成図書を県に提出した場合、県は、事業者に対して速やかに完成検査済書を交付するものとする。

2 事業者は、県の完成検査済書を受領しなければ本件設備の維持管理を開始することはできないものとする。

第四章 設備の引渡し

(引渡し手続)

第27条 事業者は、県が完成検査済書を事業者に交付した場合、速やかに本件設備を県に引渡し、所有権を移転するものとする。なお、本件設備の引渡し方法の詳細は、別紙6において規定するものとする。

2 必要に応じ、事業者が行う追加改修に係る設備の引渡し方法については、前項に準ずるものとする。

第五章 本件設備の維持管理

(許認可及び届出)

第28条 本件設備の維持管理業務に関する義務を履行するため必要な一切の許認可は、事業者が自己の責任及び費用において取得する。

2 事業者が県に対して協力を求めた場合、県は、事業者による前項に定める許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。

(本件設備の維持管理)

第29条 事業者は、募集公告等及び応募者提案に従い、県との協議により事業期間を通じた維持管理業務計画書を作成し、維持管理期間中、自己の責任及び費用において、本契約、維持管理業務計画書に従って、本件設備の維持管理業務を遂行する。

2 維持管理業務計画書は、合理的な理由に基づき県又は事業者が請求した場合において、県と事業者が合意したときに限り、その内容を変更することができる。

3 本契約、維持管理業務計画書に相違があるときには、本契約、維持管理業務計画書の順に適用するものとする。

(維持管理業務計画書の提出)

第30条 事業者は、前条第1項に規定する維持管理業務計画書を、維持管理業務を開始する14日前までに県に提出しなければならない。

(設備保守管理業務の実施)

第31条 事業者は、本件設備につき設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つため、維持管理業務計画書に従って本件設備につき、保守管理業務を行うものとする。

2 事業者は、修繕等が必要と思われる場合には、迅速に調査、診断を行い、事業者の責任範囲内(他の機器に損害を与えた場合等を含む)であれば至急修繕等を実施するものとする。また、責任範囲が明確でない場合は、県とその責任と負担を協議の上、修繕等を実施するものとする。

第六章 県による業務の確認等

(モニタリングの実施)

第32条 県は、自らの費用負担において、本件設備の維持管理業務の遂行に関して、維持管理業務計画書に規定するサービスが提供されていることを確認するために、次のとおりモニタリングを行うものとする。なお、モニタリング項目については各モニタリングの実施日までに、県が決定するものとする。

(1)定期モニタリング

県は、事業者から提出される業務報告書を検討し、必要に応じて、施設巡回、業務監視を行うほか、事業者に対して説明を求めるものとする。

(2)随時モニタリング

県は、必要に応じて、施設巡回、業務監視を行うほか、事業者に対して説明を求めることができるものとする。

(3)説明要求及び立会い

県は、本件設備の維持管理業務について、維持管理期間中、事業者に事前に通知した上で、事業者に対して説明を求め、又は本件設備においてその維持管理業務の実施状況を立会いの上確認することができる。事業者は、当該説明及び確認の実施につき県に対して最大限の協力を行うものとする。当該説明又は確認の結果、本件設備の維持管理業務の実施状況が維持管理計画書の内容を逸脱していることが判明した場合、県は、事業者に対してその是正を指導するものとし、事業者は、次条に規定する業務報告書において当該指導に対する対応状況を県に対して報告しなければならない。なお、県は、説明要求、説明の実施及び立会いの実施を理由として、事業者の実施する本件施設の維持管理業務の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。

(業務報告書)

第33条 事業者は、本件施設の維持管理業務の結果を維持管理業務計画書に定める様式により業務報告書として作成するものとし、各事業年度終了後、速やかに県に提出するものとする。

2 前項に規定する業務報告書に記載すべき内容は、別紙7に記載するとおりとする。

3 事業者は、作成した業務報告書を、事業期間中、管理し、保管しなければならない。

4 事業者は、業務報告書を県以外の第三者に開示する場合、あらかじめ県の承諾を得るものとする。

5 業務報告書の記載により、本件施設の維持管理業務の実施について、県が求める維持管理計画書の内容を満たしていない事項が存在することが判明した場合、県は、事業者に対して当該事項の是正を指導するものとする。

第七章 契約金額と省エネルギーサービス料の支払

(契約金額)

第34条 本契約にかかる本件事業の対価として、県が維持管理期間を限度として債務を負担する行為により事業者を支払う金額は下記のとおりとする。(各事業年度別の省エネルギーサービス料の支払スケジュールは、別紙8のとおりとする。)

(1) 支払総額	金	円	
	(うち消費税及び地方消費税相当額	金	円)
うち、設備整備費	金	円	
維持管理費	金	円	
事業者の利益	金	円	
ただし、事業期間内における各年度支払額の合計金額とする。			
(2) 年度別支払金額	金	円	
	(うち消費税及び地方消費税相当額	金	円)

(電力消費削減量の計測及び検証並びに削減保証額)

第35条 事業者は、別紙9に定める方法により、本件設備による電力消費削減量の計測及び検証を行うものとする。

2 本契約にかかる本件事業による県の電力消費量の削減による削減保証額(以下「削減保証額」という。)は、金9,450,000円とする。

3 前項の削減保証額の達成が不可能と見込まれる場合及び不可能な場合は、事業者は、自己の費用により、改善措置を講ずるものとする。

(ベースラインの算定及び調整)

第36条 本契約にかかる本件事業による削減対象とする1年間の電気料金の基準額(以下「ベースライン」という。)は、平成10年4月1日から平成13年3月31日までの3年度間の使用電力量の実績に基づき算定した電気料金とし、金63,000,000円とする。

2 気象、履行場所に来場する観客数、電灯設備等の稼働状況や履行場所の運転管理方法に著しい変更が生じた場合、また、電気料金の単価に変更が生じた場合には、県又は事業者は合理的な根拠を示す資料を作成し、前項の規定にかかわらず、相手方に対し、ベースラインの修正を求めることができる。なお、事業者が資料作成に当たり県に協力を求めた場合には、県はこれに応ずるものとする。

(省エネルギーサービス料の算定)

第37条 本契約にかかる本件事業の対価として、県が事業者を支払う1事業年度分の金額(以下「省エネルギーサービス料」という。)は、ベースラインから県が当該年度に要した履行場所における電気料金を減じて得た金額(以下「実削減額」という。)に応じ、次に掲げる金額とする。ただし、計算の結果、円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 実削減額が削減保証額以上のときは、第34条(2)に規定する金額とする。

(2) 実削減額が削減保証額未満のときは、第34条(2)に規定する金額から削減不足額(削減保証額－実削減額)を控除した金額とする。

(省エネルギーサービス料の支払)

第38条 県は、事業者が、維持管理業務計画書に従い本件設備の維持管理業務を適切に実施していることを県が確認することを条件として、事業者に対して、前条に定める金額に従い、省エネルギーサービス料を支払うものとする。

2 前項に規定する確認は、主として事業者が県に対して提出する業務報告書により行うものとする。県は事業者立会いのもと実施し、確認することができるものとする。この場合において、県は、事業者に対して当該確認の結果を通知するものとし、当該通知の後に、事業者は、県に対して省エネルギーサービス料の請求書を提出する。

3 省エネルギーサービス料支払手続は次のとおりとする。

(1)事業者は、維持管理期間中の毎年度、各事業年度の開始日から1年経過ごとに、当該期間における省エネルギーサービス料を算定の上、速やかに県に当該金額の請求書を送付するものとする。また、県は省エネルギーサービス料の算定にあたって事業者に協力するものとする。

(2)県は、事業者からの適正な請求書を受けた日から30日以内(以下「支払期間」という。)に省エネルギーサービス料を支払うものとする。

(維持管理期間中に第三者に及ぼした損害等)

第39条 事業者は、本件設備の維持管理業務の実施に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、県又は第三者に損害を与えた場合及び県又は第三者に損害が生じた場合、県又は第三者が被った損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、県の責めに帰すべき事由により生じたものについては県が負担する。

2 維持管理業務の実施につき事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、県が負担する。

3 前2項の場合その他維持管理業務の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、県と事業者は協力してその解決に当たるものとする。

第八章 契約期間及び契約の終了

(契約期間及び契約の終了)

第40条 本契約は、締結の日から効力を生じ、平成23年3月31日をもって終了する。

2 事業者は、前項の期間満了による本契約の終了に当たっては、県に対して、維持管理業務計画書記載の業務のために本件設備を県が継続使用できるよう本件設備の維持管理に関して必要な事項を説明し、かつ、事業者が用いた維持管理業務の実施に関する業務実施要領、申し送り事項その他の資料を提供するほか、引継ぎに必要な協力を行う。

(事業者の債務不履行による契約の早期終了)

第41条 本件設備の供用開始前において、次に掲げる場合は、県は、事業者に対して書面により通知した上で本契約の全部を解除により終了させることができる。

(1)事業者が、設計又は改修事業に着手すべき期日を過ぎても設計又は改修事業に着手せず、相当の期間を定めて催告しても当該遅延について事業者から県が満足すべき合理的な説明がないとき。

(2)事業者の責めに帰すべき事由により、引渡予定日から30日が経過しても本件設備の引渡しができないとき、又はその見込みがないことが明らかに認められるとき。

(3)(1)及び(2)に掲げる場合のほか、事業者が契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 本件設備の供用開始後において、次に掲げる場合は、県は、事業者に対して、相当期間を定めた書面により催告をした上で、本契約の全部を解除により終了させることができる。

(1)事業者の責めに帰すべき事由により、本契約の履行が困難となったとき。

(2)(1)に規定する場合のほか、事業者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められるとき。

3 本件設備の引渡日の前後を問わず、次に掲げる場合は、県は、事業者に対して書面により通知した上で、本契約の全部を解除により終了させることができる。

(1)事業者が、事業を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。

(2)事業者の構成員のいずれかが、破産、会社更生、民事再生、会社整理又は特別清算の手続について事業者の構成員の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者(事業者の構成員の取締役を含む。)によってその申立てがなされ、かつ、他の構成員が本契約を履行しないとき。

4 県又は事業者は、本契約が維持管理期間の満了前に解除により終了した場合、以下の規定に基づいて違約金等を支払うものとする。

(1)本件設備の引渡し前に事業者の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合、事業者は、県に対して、自己の費用により履行場所を改修事業前の原形に復するものとする。また、本件設備の設備整備費部分の10%に相当する金額を違約金として支払うものとする。

(2)本件設備の引渡し後に事業者の責めに帰すべき事由により本契約が解除により終了した場合、県は契約解除以降の省エネルギーサービス料の支払は行わないものとし、かつ、事業者は本件設備の維持管理委託費部分の1事業年度分の金額の20%に相当する金額を違約金として支払うものとする。ただし、この場合、本件設備の所有権は、県に留保されるものとする。

(3)本件設備の維持管理業務開始後に事業者の責めに帰すべき事由により本契約が解除により終了し、かつ、事業者の責めに帰すべき事由により本件設備が損傷している場合、事業者は、県に対して必要な修繕費を支払うものとする。ただし、この場合、本件設備の所有権は、県に留保されるものとする。

(県の債務不履行)

第42条 県が本契約に基づいて履行すべき省エネルギーサービス料その他の金銭の支払を遅延した場合、当該支払うべき金額について、遅延日数に応じ年8.25%の割合で計算した額の遅延利息を事業者に対し支払うものとする。ただし、当該遅延利息に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

2 県が本契約上の重要な義務に違反し、かつ、事業者による通知の後60日以内に当該違反を是正しない場合、事業者は、本契約を解除により終了させることができる。ただし、この場合、本件設備の所有権は、県に留保されるものとする。

3 前項に従い本契約が解除により終了した場合、県は、事業者に対して、当該終了により事業者が被った損害を賠償する。この場合において、本件設備の引渡しが完了しているときには、県は、省エネルギーサービス料のうち設備整備費部分を、解除による本契約の終了前の支払スケジュールによる分割払又は一括払(一括払で支払う場合は、契約解除以降の利息分は支払わないものとする。)で支払うものとする。なお、県が事業者既に省エネルギーサービス料を支払っている場合は、当該支払済金額に含まれる維持管理費部分及び事業者の利益部分は事業者が県に還付することを要しないものとする。

(県による任意解除による契約の終了)

第43条 県は、特別な理由がある場合は、事業者に対して事前に通知を行うことにより、本契約を解除により終了させることができる。この場合、県は、省エネルギーサービス料のうち設備整備費部分を、解除による本契約の終了前の支払スケジュールによる分割払又は一括払(一括払で支払う場合は、契約解除以降の利息分は支払わないものとする。)で支払うものとする。

なお、県が事業者既に省エネルギーサービス料を支払っている場合は、当該支払済金額に含まれる維持管理費部分及び事業者の利益部分は事業者が県に還付することを要しないものとする。

第九章 法令・制度等の変更

(通知の付与)

第44条 本契約の締結日の後に法令、制度等が変更されたことにより、本件設備が設計図書に従い改修することができなくなった場合、又は本件設備が本契約、維持管理業務計画書で提示された条件に従って維持管理することができなくなった場合、事業者は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを県に対して通知するものとする。

2 県及び事業者は、前項の通知がなされた時点以降において、本契約に基づく自己の義務が適用法令、制度等に違反することとなった場合、履行期日における当該自己の義務が適用法令、制度等に違反する限りにおいてその履行義務を免れるものとする。この場合において、県又は事業者は、法令、制度等の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(協議及び追加費用の負担)

第45条 県が前条第1項の通知を受領した場合、本契約に別段の定めがある場合を除き、県及び事業者は、当該法令、制度等の変更に対応するために速やかに本件設備の設計、供用開始予定年月日、本契約及び維持管理業務計画書の変更並びに追加費用の負担について協議しなければならない。

2 前項の協議にかかわらず、法令、制度等の変更日(法令については公布日とする。)から120日以内に本契約等の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合、県は、法令、制度等の変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者は、これに従い本件事業を継続する。なお、この場合の追加費用の負担は、別紙10に記載する負担割合によるものとする。

(法令、制度等の変更による契約の終了)

第46条 本契約の締結後における法令、制度等の変更により、県が本件事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、県は、事業者と協議を経て、本契約の全部又は一部を解除により終了させることができる。

2 前項の場合において、本件設備が引渡し後である場合には、その所有権は、県に移転されるものとし、県は、省エネルギーサービス料のうち、設備整備費部分を、前項に基づく本契約の終了前の支払スケジュールによる分割払又は一括払(一括払で支払う場合は、契約解除以降の利息分は支払わないものとする。)で支払うものとする。なお、県が事業者に既に省エネルギーサービス料を支払っている場合は、当該支払済金額に含まれる維持管理費部分及び事業者の利益部分は事業者が県に還付することを要しないものとする。

第十章 不可抗力

(通知の付与)

第47条 本契約の締結日の後に不可抗力により、本件設備が設計図書に従い改修することができなくなった場合、又は本件設備が本契約、維持管理業務計画書で提示された条件に従って維持管理することができなくなった場合、事業者は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを県に対して通知するものとする。

2 県及び事業者は、前項の通知がなされた時点以降において、本契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合、履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。ただし、県又は事業者は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力するものとする。

(協議及び追加費用の負担)

第48条 県が前条第1項の通知を受領した場合、本契約に別段の定めがある場合を除き、県及び事業者は、当該不可抗力に対応するために速やかに本件設備の設計、供用開始予定年月日、本契約及び維持管理業務計画書の変更並びに追加費用の負担について協議するものとする。

2 前項の協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に本契約等の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合、県は、不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者は、これに従い本件事業を継続する。なお、この場合の追加費用の負担は、別紙4に記載する負担割合によるものとする。

(不可抗力による契約の終了)

第49条 本契約の締結後における不可抗力により、県が本件事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、県は、事業者と協議を経て、本契約の全部又は一部を解除により終了させることができる。

2 前項の場合において、本件設備が引渡し後である場合には、その所有権は、県に移転されるものとし、県は、省エネルギーサービス料のうち、設備整備費部分を、前項に基づく本契約の終了前の支払スケジュールによる分割払又は一括払(一括払で支払う場合は、契約解除以降の利息分は支払わないものとする。)で支払うものとする。なお、県が事業者に既に省エネルギーサービス料を支払っている場合は、当該支払済金額に含まれる維持管理費部分及び事業者の利益部分は事業者が県に還付することを要しないものとする。

3 第1項の場合において、本件設備が引渡し前である場合には、事業者は、善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び本契約書により、別紙3に規定された保険等により、てん補された部分を除き、損害による費用の負担を県に請求することができる。

第十一章 その他

（公租公課の負担）

第50条 本契約に関連して生じる公租公課は、本契約に別段の定めがある場合を除き、すべて事業者の負担とする。県は、省エネルギーサービス料を支払うほか、本契約に関連するすべての公租公課を負担しないものとする。

（協議）

第51条 本契約において両当事者による協議が予定されている事由が発生した場合、県及び事業者は、速やかに協議の開催に応じなければならない。

（権利義務の譲渡）

第52条 事業者は県の事前の承諾がある場合を除き、本契約上の権利義務を第三者に対して譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

（財務書類の提出）

第53条 事業者は、事業期間の終了に至るまで、各事業年度の終了日から3ヶ月以内に別紙11に掲げる財務書類を県に提出するものとする。

（遅延利息の徴収）

第54条 事業者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を県の指定する期間内に支払わないときは、県は、当該支払うべき金額について、遅延日数に応じ年8.25%の割合で計算した額の遅延利息を徴収する。ただし、当該遅延利息の金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

（経営・技術ノウハウ、知的所有権の保持）

第55条 県及び事業者は、互いに本件事業に関して知り得た相手方の経営・技術ノウハウ、知的所有権等を、自己の役員及び従業員又は自己の代理人以外の第三者に漏らし、また、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。

第十二章 雑則

(請求、通知等の様式その他)

第56条 本契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾、勧告、指導、催告、要請、確認及び契約終了は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。なお、県は、かかる請求等のあて先を事業者の代表者に対して行うものとする。また、事業者がかかる請求等をするときは、事業者は代表者名義をもって行うものとする。

2 本契約の履行に関して県、事業者間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによる。

3 本契約の履行に関して県、事業者間で用いる言語は、日本語とする。

4 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本国通貨とする。

5 本契約上の期間の定めは、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)に定めるところによるものとする。

(管轄裁判所)

第57条 本契約に関する紛争は、金沢地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(解釈)

第58条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、県及び事業者が誠実に協議の上、これを定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書3通を作成し、県、事業者の両者記名押印の上、各自その1通を保有する者とする。

平成14年1月15日

石川県

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者 三機工業株式会社金沢営業所・米沢電気工事株式会社企業グループ

代表者 三機工業株式会社金沢営業所
所 長 鍋 島 俊 明 (印)

構成員 米沢電気工事株式会社
取締役社長 米 沢 寛 (印)

別紙1 設計に伴う提出図書（第8条関係）

・現場代理人及び主任技術者選任届	A 4 縦	2 部
・現場代理人及び主任技術者経歴書	A 4 縦	2 部
・委託工程表	A 4 横	2 部
・下請負人通知届	A 4 縦	2 部
・課税事業者届出書	A 4 縦	1 部
・仮設計画書（図面添付）	A 4 縦	2 部
・実施工程表（発注側の催事を入れる）	A 2 横	3 部
・実施設計図及び施工図	A 1 横	3 部

別紙 2 事業着手前の提出図書（第11条関係）

事業開始から施工中

・委託看板（発注側指定）	横900×縦600 白地青文字	
・機器納入仕様書（承認図）	A 4 縦綴り	3部
・受託日誌（施工写真の抜粋添付） 2週間に1度提出	A 4 縦	1部
・材料検査願（複数枚の場合は袋とじ）	A 4 縦	1部
・作業人名簿提出及び出面表	A 4 縦	1部
・施工前写真	A 4 縦	1部

別紙3 改修期間中に事業者が加入する保険（第16,49条関係）

建設時

ア 履行保証保険

- 【付保対象】 設備整備費
- 【付保期間】 契約書によるの改修期間
- 【補填限度額】 設備整備費（設計費・事業監理費含む）の10%

イ 第三者賠償保険

- 【付保対象】 改修工事期間内の第三者
- 【付保期間】 契約書によるの改修期間
- 【補填限度額】 円

ウ 火災保険

- 【付保対象】 設備整備費
- 【付保期間】 契約書によるの改修期間
- 【補填限度額】 円（設備整備費分）

別紙 4 不可抗力による損害に係る追加費用の負担割合（第20,23,48条関係）

- 1 設計及び改修期間中に不可抗力による損害が生じた場合、本件設備につき、追加費用額が同期間中の累計で、その設備整備費（第34条(1)に規定する設備整備費をいう。）相当額の1000分の10に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については県が負担する。
- 2 本件設備の維持管理期間中に不可抗力による損害が生じた場合、本件設備につき、追加費用額が1事業年度につき累計で、年間の維持管理費（第34条(1)に規定する維持管理費をいう。）相当額の1000分の10に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については県が負担する。

別紙 5 竣工時の提出図書（第26条関係）

・ 完成届		A 4 縦	2 部
・ 引渡書（財産引渡文書をセット）		A 4 縦	2 部
・ 完成写真（施工前と対比できること）		A 4 縦袋綴じ	2 部
・ 完成図面（施工範囲を色明記する）	A 1 製本 1 部	A 3 製本	2 部
・ 完成図面の原図（ケース共、文字入り）			1 部
・ 機器納入完成図		A 4 縦	1 部
・ 鍵及び専用工具（測定器具等含む）			1 セット
・ 試験成績表			1 部

別紙 6 引渡し方法（第27条関係）

本件設備の引渡し及び所有権移転に関する手続等の流れは、以下に示すとおりである。

- 1 県による維持管理体制の確認
- 2 事業者から県への完成図書の提出
- 3 県による本件施設の完成検査
- 4 県から事業者への完成検査済書の交付
- 5 本件設備の引渡し

別紙 7 業務報告書の記載事項（第33条関係）

- ・業務の実施対象期間
- ・設備管理記録等に基づいた、業務の実施状況及び要改善事項
- ・その他特記すべき事項（事故等の報告を含む）

別紙 8 省エネルギーサービス料支払いスケジュール（第34条関係）

事業期間中の各事業年度ごとの省エネルギーサービス料の支払の明細は下記のとおりとする。

（単位：円）

事業年度	設 備 整 備 費		維持管理費	事業者の利益	合 計
	元 金 分	利 息 分			
平成14年度					
平成15年度					
平成16年度					
平成17年度					
平成18年度					
平成19年度					
平成20年度					
平成21年度					
平成22年度					
合 計					

（注）1 消費税及び地方消費税相当額を含む。

2 事業年度途中で契約解除された場合は、年365日の日割り計算とする。

別紙 9 電力消費削減量の計測及び検証並びに削減保証額（第35条関係）

（計測）

- 1 毎月の電力消費削減量と電気料金削減額を文書（A 4 縦）にて報告する。
- 2 削減保証額については、提案項目ごとに記載し、全体削減額が判るようにする。

別紙 10 法令、制度等の変更の場合の追加費用の負担割合（第45条関係）

<u>法令、制度等の変更</u>	<u>県負担割合</u>	<u>事業者負担割合</u>
a) 本件設備整備事業に直接関係する法令、制度等の変更の場合	100%	0%
b) 消費税及び地方消費税相当額率の変更の場合	100%	0%
c) 上記記載の法令、制度等以外の法令、制度等の変更の場合	0%	100%

なお、「本件設備整備事業に直接関係する法令、制度等」とは、特に本件設備に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令、制度等を意味するものとし、これに該当しない法人税その他の税制変更（消費税及び地方消費税相当額率の変更は除く。）及び事業者に対して一般に適用される法律の変更は含まれないものとする。

別紙 1 1 財務書類の提出（第52条関係）

財務諸表における次のものとする。

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・剰余金（欠損金）処分計算書